

## 赤ちゃんのマイナ保険証・子ども医療証について

★赤ちゃんが生まれたら、健康保険の被扶養者として認定を受ける手続きが必要です。

健保組合・共済組合	所属する会社の健康保険担当者に出生日から5日以内に、「健康保険被扶養者異動届」を提出します。事業所を管轄する社会保険組合・共済組合が届出を受付・審査致します。*詳しくはそれぞれの事業所へご確認ください。
協会けんぽ	所属する事業所の担当者へ出生日から5日以内に届出。担当者から協会けんぽ宛に「健康保険被扶養者（異動）届」を提出します。*詳しくはそれぞれの事業所へご確認ください。
国民健康保険	世帯主のマイナンバーカード（個人番号が解るもの）が必要です。（自治体によってはオンライン申請ができます）

- ① 新生児は顔写真なしのマイナンバーカードを出生届の提出にあわせて申請できるようになりました。「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入の上、提出します。（当院からお渡しする出生届は記入欄があります）郵送やオンライン提出が可能な場合もあるので、あらかじめ確認しましょう。「個人番号カード交付申請書」が受理されると、原則1週間で、ご自宅またはご指定の送付先にマイナンバーカードが届きます。  
※赤ちゃんのマイナンバー（個人番号）を早く知りたい場合は、住民票を取得するとすぐに確認できます。
- ② ママ・パパが会社員等で、生まれた子どもを健康保険の被扶養者とする場合、ママやパパの事業所（勤務先）へ子どものマイナンバーを含めた届け出をしましょう。国民健康保険に加入する場合は、お住まいの市区町村へ申請します。
- ③ 赤ちゃんのマイナ保険証の利用が出来るかどうかは、ママやパパがスマートフォン端末等でマイナポータルアプリを起動し、赤ちゃんのマイナンバーカードを読み取って情報が反映されているか確認しましょう。マイナ保険証の確認ができましたら産後健診時に赤ちゃんのマイナンバーカードで受付をしてください。（事業所から赤ちゃんの資格確認証が発行された場合は産後健診時に受付へご提示ください。）
- ④ 住民票が福岡県内の赤ちゃんは、お誕生日から、**1ヶ月以内（ 月 日まで）**に「子ども医療証」の手続きをしてください。  
※手続きについては住民票のある自治体へお問い合わせください。（オンライン申請ができる自治体もあります）

◎退院時に保険診療分の負担金はお支払いして頂いてません。子ども医療証の手続きが、1ヶ月を過ぎると、お誕生日から子ども医療証ができない場合があります。入院中に赤ちゃんの保険診療分がある場合、**負担金**をお支払い頂くことになります。

- ④ 住民票が県外の赤ちゃんは、保険診療分が**2割負担**になります。住民票のある市町村役所で**払い戻し**の手続きを、行ってください。